

令和7年度第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会（令和8年1月30日（金）開催）

書面参加者意見及び区回答一覧

番号	議題(1) 大田区に寄せられた相談について(令和7年度上半期分)	回答
1	相談件数を拝見し、つくづく実感することは、いまだに障害者に対する偏見、差別のあることです。 私たち障害者団体は、区の協力のもと障害者、つまり身体、知的、精神の理解を深めるための講習会を毎年開催しております。それぞれの障害の特性や対応の仕方など、お話しておりますが、残念なことに参加者の多くは、障害関係者です。事業所はもちろん区民が障害者を正しく理解できる場をどのように設定か、課題です。	日頃から大田区の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 区においても、障がい理解促進のため、引き続き様々な周知啓発に努めてまいります。
2	私たち聴覚障害者は、日常生活のさまざまな場面において、情報の取得や意思疎通の困難を抱えています。聴覚障害者と言っても、その状況は一人ひとり異なり、手話を主な言語とする人、筆談が可能な人、筆談が難しい人など、コミュニケーションの方法は多様です。 そのため、画一的な対応でなく、個々の状況に応じた「合理的配慮」が社会全体において求められています。手話は単なる補助的な手段ではなく、聴覚障害者にとっての言語であり、手話通訳の手配、文字による情報提供、分かりやすい説明や確認は、社会参加を平等に保証するために欠かせない配慮です。 合理的配慮は、行政機関に限られるものではありません。医療機関・教育現場、職場、地域活動、民間事業者など、社会のあらゆる場面において、聴覚障害への理解と具体的な配慮が必要です。それは特別な支援ではなく、誰もが安心して暮らせるための社会的な基盤であると考えます。 聴覚障害への理解が深まり、合理的配慮が当たり前のものとして広がることで障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合える共生社会が実現します。 私たちは、行政はじめ、地域社会、関係機関、すべての人々と共に、聴覚障害への理解と合理的配慮のさらなる推進を強く求め、ここに意見を述べます。	区では、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の取組の一環として、区職員が障がいのある方と情報のやりとりをする際にどのような配慮を行うべきか示すため、令和4年3月に「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定しました。令和6年度には、区民や事業者にもご活用いただけるよう、区ホームページに掲載いたしました。 また、相談対応の中で、障害者差別解消法の趣旨や建設的対話の必要性についてご理解いただけるよう、対応しております。 合理的配慮が当たり前のものとして広がるよう、引き続き、丁寧な説明、対応を行っていくとともに、周知啓発に努めてまいります。
3	聴覚障がいの患者様は、当クリニックにも来院していただいています。筆談での対応をさせていただいています。手話での対応は難しいです。	聴覚障がいのある方との会話には、手話、筆談のほかにも、指文字、口話、読話などの方法があります。人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法で行えばよいか、本人の意向を確認することが大切です。

	議題(2) 令和7年度の障がい理解に関する主な取り組み等について	回答
4	様々な取り組み、感謝いたします。しかし、特に障害者差別解消法の理解を進めるには、区が主催する講演会などが有効かなと考えております。	障害理解促進のため、引き続き様々な周知啓発に努めてまいります。
5	聴覚障害者は外見から分かりにくい障害であり、日常生活や災害時、行政手続きの場面においても、情報が十分に届かない状況が依然として見受けられます。近年、SNS や動画配信を活用した周知啓発、手話配信の取り組みは進んでいるものの、閲覧数や到達範囲は限られており、聴覚障害者以外の方々へ十分に伝わっているとは言い難い現状があります。聴覚障害者にとって、手話や文字情報による情報保障は「配慮」ではなく、生活や安全を支えるために不可欠なものです。 しかし、手話はまだ一部の人のものと捉えられがちで、社会全体での理解が十分とは言えません。今後は、当事者向けの発信にとどまらず、健聴者にも分かりやすく伝わる啓発が必要と考えます。例えば、災害時や医療機関、行政窓口など、具体的な場面を想定した情報発信や、短時間で理解できる動画、画像を用いた周知は、理解促進の有効です。又、手話と合わせて字幕や優しい日本語を併用することで、より多くの区民が関心を持ちやすくなります。 聴覚障害者への理解を深めることは、特定の人のためだけではなく、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現につながります。行政におかれましては、周知啓発の方法や発信の在り方について、当事者の声を取り入れながら、より実効性のある取り組みを進めていただく事を期待いたします。	現在、SNS や区ホームページを活用した手話動画の配信や、障がい理解の周知啓発に取り組んでおります。手話動画については、手話に興味を持っていたり、少しでも日常で使ってみようと思ってもらえるような日常会話を紹介しています。引き続き、多くの区民の皆さまの目に留めてもらえるよう構成や編集を試行錯誤しながら取り組んでまいります。また、分かりやすいホームページの周知啓発についても、情報保障やコミュニケーション方法について、より多くの区民の皆さまの関心が高まるよう、いただいたご意見も踏まえ、引き続き工夫しながら周知啓発に取り組んでまいります。
6	手話の紹介動画を拝聴いたしました。あいさつなど出来る所から、取り組んでいきたいと思えます。	引き続き、障がいのある方に対しては、コミュニケーションの方法を確認しながら、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。
	その他	
7	蒲田歯科医師会としては障害者差別解消法について、会員への周知を行っていきたいと考えています。	引き続き、障がいのある方の健康維持に関する取組へのご協力をよろしくお願いいたします。

※書面参加者意見につきましては、原文をそのまま引用しております。